



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー ア ー ル イ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 下 修 平
(証券コード 3458 東証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 永 浜 英 利
(TEL 03-5572-6600)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 25 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的として、定款の一部変更について、平成 27 年 10 月 29 日に開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、そのメンバーである監査等委員である取締役には取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 27 年 10 月 29 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、定款の一部変更等の議案のご承認をいただくことを条件に、同株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社へ移行するために、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

②会社の事業範囲の拡大に伴い、目的に、「不動産特定共同事業」並びに「金銭の貸付、金銭の貸付の仲介及び債権の買取」を追加するものです。

③「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、社外取締役のみでなく業務執行をしない取締役との間においても、責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い変更するものであります。

④その他全般に関して条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 10 月 29 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 10 月 29 日

以上

【別紙】定款変更の内容

変更部分には下線を付しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 不動産の所有、開発、利用、売買、賃貸及び仲介</p> <p>(2) 不動産の管理、鑑定及び貸借の受託</p> <p>(3) 不動産の有効活用、開発に関するコンサルティング業務</p> <p>(4) 流通に関するコンサルティング業務</p> <p>(5) 土木、建築の設計、監理及び請負</p> <p>(6) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(7) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業</p> <p>(8) 不動産投資顧問業</p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p>(9) 荷造梱包業</p> <p>(<u>10</u>) 倉庫業</p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p>(<u>11</u>) 有価証券の保有及び運用</p> <p>(<u>12</u>) コンピューターシステムの販売</p> <p>(<u>13</u>) 発電及び売電に関する事業</p> <p>(<u>14</u>) コンテナの販売及びコンテナ賃貸業</p> <p>(<u>15</u>) 不動産情報サービス業</p> <p>(<u>16</u>) 前各号に附帯関連する事業</p> <p>(機関)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 不動産の所有、開発、利用、売買、賃貸及び仲介</p> <p>(2) 不動産の管理、鑑定及び貸借の受託</p> <p>(3) 不動産の有効活用、開発に関するコンサルティング業務</p> <p>(4) 流通に関するコンサルティング業務</p> <p>(5) 土木、建築の設計、監理及び請負</p> <p>(6) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(7) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業</p> <p>(8) 不動産投資顧問業</p> <p>(<u>9</u>) <u>不動産特定共同事業</u></p> <p>(<u>10</u>) 荷造梱包業</p> <p>(<u>11</u>) 倉庫業</p> <p>(<u>12</u>) <u>金銭の貸付、金銭の貸付の仲介及び債権の買取</u></p> <p>(<u>13</u>) 有価証券の保有及び運用</p> <p>(<u>14</u>) コンピューターシステムの販売</p> <p>(<u>15</u>) 発電及び売電に関する事業</p> <p>(<u>16</u>) コンテナの販売及びコンテナ賃貸業</p> <p>(<u>17</u>) 不動産情報サービス業</p> <p>(<u>18</u>) 前各号に附帯関連する事業</p> <p>(機関)</p>

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(員数)

第 17 条 当社の取締役は、8名以内とする。

<新 設>

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

2～3 <条文省略>

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新 設>

<新 設>

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
<削 除>
- (3) 会計監査人

(員数)

第 17 条 当社の取締役は、12名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2～3 <現行どおり>

(任期)

第 19 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<新 設>

第24条 <条文省略>

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任

任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第25条 <現行どおり>

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役

務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

< 削 除 >

< 削 除 >

< 削 除 >

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することがで

<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>きる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第35条～第40条 < 条文省略 ></p>	<p>第31条～第36条 < 現行どおり ></p>

<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>附 則</p>
	<p>(社外役員の責任免除に関する経過措置)</p> <p>平成27年10月開催の定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

以上